

特例監理技術者の設置を予定している場合の確認事項

年 月 日

発注者あて

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名

特例監理技術者の設置に当たり、以下のすべての項目を確認しました。

工事件名		
確認欄	項目番号	確認項目
	1	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(監理技術者補佐)を専任で配置すること。
	2	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	3	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう。
	4	同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
	5	特例監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、江東区内又は隣接する区(中央区・港区・墨田区・品川区・大田区・江戸川区)であること。
	6	特例監理技術者が兼務する工事は維持工事ではないこと。 (「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事))
	7	設置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後設置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項ただし書の規定を適用できること(現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること)。
	8	契約後、適正に技術者を配置できなかったとき(監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の別に関わらず、技術者の適正な配置をできなかったとき)は、工事請負契約書に基づき契約解除となるとともに、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があること。

※ 上記すべてを確認し、確認欄に○を記載して、入札参加申請時に提出をしてください。

※ 落札決定後、要件確認資料とあわせて「現場代理人及び主任技術者等通知書」を工事主管課に提出してください